

1. リーグ戦実施要綱・審判について

審判実施に当たり、以下の通りとなります。

- ①主審は有資格者であり、かつ、当年度審判資格を更新した者が行う
- ②副審は、有資格者が行うこととするが、資格取得者で更新せず失効状態にある者でも可とする

※2017年度より、適用する。

2. 日本サッカー協会（JFA）・審判資格取得者の扱いについて

JFA審判資格取得者については、以下の通りとなります。

- ①サッカー協議会審判資格を新規に取得する必要がある
新規資格取得講習会を受講し、サッカー協議会の理念を理解いただいたうえで審判手帳を取得する
取得費用は減額する（現状通り）
- ②更新講習会の受講は免除する。ただし、
 - ・当年度にJFA審判資格を更新したことを証明できる書類を、更新講習会に提出する
 - ・更新費用は500円とする

※2018年度から、適用する。

以上